

復旧・復興工事の適正な施工の確保に向けて



復旧・復興工事に携わる建設業者の皆様へ

建設産業は、東日本大震災の復旧・復興事業の中心的な担い手であり、今後とも、被災地域の本格的な復興はもとより、東北地方の国土づくり・地域づくりの重要な役割を果たしていくことが求められています。

しかし一方で、復興需要による急激な市場の拡大に伴い、技術者の不適正な配置や不適正な元請下請契約といった法令違反の増加も懸念されています。さらに復旧・復興工事における労働災害の増加も懸念されています。

復旧・復興工事においては迅速な施工が求められていますが、法令違反行為は決して許されるものではありません。

復旧・復興工事においても、法令遵守を徹底し、適正な施工体制の確保と工事の安全確保を図ることが必要です。

元請負人と下請負人の間の適正な取引

適正な取引のための主なポイント!

●明確な見積条件の提示、建設業法で定める見積期間の設定

- ・元請負人が下請負人に対し、見積依頼をする際は、工事内容等を明確に提示するとともに、建設業法で定める見積期間を設定しなければなりません。

●契約は着工前に、建設業法で定める事項を記載した書面を相互に交付 (追加・変更契約も同様に)

- ・口頭だけの契約締結は建設業法違反になります。
- ・契約は工事の着工前に書面で行い、相互に交付しなければなりません。

●やり直し工事の責任や費用負担は明確に

- ・元請負人が、下請負人に対し、一方的にやり直し工事の責任を押し付け費用を負担させることは、建設業法違反のおそれがあります。

●元請負人の指値発注や赤伝処理は建設業法違反のおそれ

- ・一方的な指値発注による下請契約は、建設業法違反のおそれがあります。
- ・適正な手続に基づかない一方的な赤伝処理は、建設業法違反のおそれがあります。

●下請代金の支払は建設業法で定める期間内に（できる限り現金で）

- ・元請負人は、下請代金を建設業法で定める期間内に支払わなければなりません。

適正な取引のために「建設業法令遵守ガイドライン」を活用しましょう

上記のポイントを更に詳しく確認されたい場合は、本ガイドラインをご覧ください。本ガイドラインは、下請取引上のルールや下請取引の際に建設業法違反となる行為等がわかりやすく解説されています。

本ガイドラインを十分に活用し、復旧・復興工事においてもトラブルや違反のない適正な取引を実現しましょう。

<http://www.mlit.go.jp/common/000219500.pdf>

建設工事の適正な施工

適正な施工体制確保のための主なポイント!

●営業所には常勤の専任技術者を設置

- ・営業所には一定の資格・経験を有する専任技術者が常勤しなければなりません。

●工事現場には主任技術者又は監理技術者を設置

- ・工事現場には一定の資格・経験を有する主任技術者又は監理技術者を置かなければなりません。

※個人住宅を除くほとんどの建設工事で請負金額が2,500万円(建築一式工事は5,000万円)以上となる場合、技術者は工事現場毎に専任が必要。ただし、被災地域では、一体性又は連続性が認められ、工事現場が5km程度に近接している場合は、同一の専任の主任技術者が兼務できます(原則2件程度)。

※特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事で下請代金の総額が3,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上の場合、監理技術者の配置が必要。

●工事現場ごとに施工体制台帳の備え置き及び施工体系図の掲示

- ・施工体制台帳の備え置き及び施工体系図を掲示しなければなりません。

※特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事で下請代金の総額が3,000万円以上(建築一式工事は4,500万円以上)の場合。

その他建設業法で禁止されている行為

●一括下請負は建設業法で禁止

- ・如何なる方法を問わず、一括下請負は禁止（公共工事及び共同住宅新築工事に限る）

●建設業者は、無許可業者と下請契約をする際は、契約金額に注意

- ・無許可業者との建設業法で定める軽微な建設工事以外の下請契約は禁止
※「軽微な工事」とは1件の請負代金が500万円未満（建築一式工事は1,500万円未満又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事）

●一般建設業者は下請契約の締結が制限

- ・一般建設業者は、下請業者と一定の額以上の下請契約ができません。
※「一定の額」とは発注者から直接受注した工事で、下請金額が総額3,000万円以上（建築一式は4,500万円以上）の下請契約

建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けています

建設業法違反通報窓口

〈駆け込みホットライン〉

◆なくそう違反、あったら通報！！◆

TEL: 0570-018-240 FAX: 0570-018-241

※通話料は、発信者の負担となります。

E-mail: kakekomi-hl@mlit.go.jp

建設工事での労働安全衛生の確保

労働安全衛生法令を遵守し、労働災害を防ぎましょう！

●墜落・転落災害防止対策の徹底

- ・高さ2メートル以上の箇所作業を行う場合に、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。
- ・上記作業床を設けることが困難なときに防網（安全ネット）の設置、労働者に安全帯を使用させるなど墜落による危険防止措置を講じること。

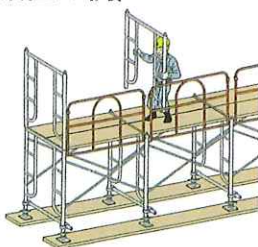
●車両系建設機械による災害防止対策の徹底

- ・「技能講習修了者」等必要な資格を有する者に車両系建設機械を運転させること。
- ・運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれがある箇所には、「立入禁止措置」を講じ、接触防止措置を図ること。

●統括安全衛生管理の徹底

- ・元方事業者が毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視すること。

〈正しい措置の例〉



・足場の手すり先行工法の採用



※1

・ハーネス型安全帯



※3

・立入禁止措置

○イラスト等出典

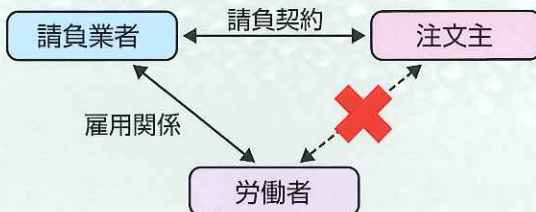
※1「藤井電工株式会社 ホームページより」 ※2「車両系建設機械運転業務の安全（整地・運搬・積込み用及び掘削用） 建災防」 ※3「リーフレット「守るルールで安全作業」 建災防・厚労省委託」

適正な労働者派遣及び請負の実施について

労働者派遣法により、建設業務への労働者派遣は禁止されています。

労働者派遣事業の許可を受け又は届出をしている場合であっても、建設業務への労働者派遣を行うことはできません。

請負が適正に実施されるようにしてください。



請負事業と称しながらも、実態として、「注文主」と「労働者」の間に指揮命令関係や雇用関係がある場合には、いわゆる「偽装請負」とみなされ、労働者派遣法や職業安定法違反となります。

東日本大震災の復旧・復興事業等からの暴力団排除

復旧・復興事業等は、復興需要市場の拡大に併せ、資金獲得を目論む暴力団等が各種事業に介入し、違法行為を敢行するおそれがあるため、その排除の徹底を図ることが必要です。

復旧・復興事業から暴力団を排除するための留意事項!

●警察との連携

- ・復旧・復興事業から暴力団等を排除するため、警察と緊密な連携を図ること。

●契約書等への暴力団排除条項の盛り込み

- ・契約において、暴力団排除条項が盛り込まれた契約書・取引約款を用いること。

●受注者による下請業者の把握

- ・下請業者（下請以外の個別契約を含む。）に暴力団等が参入していないか把握に努めるとともに、暴力団該当性が疑われる場合は警察及び暴力追放運動推進センターへ相談すること。

●不当要求を受けた際の的確な対応

- ・下請参入、作業員の受入、重機等資材の納入等暴力団等から不当な要求を受けた場合は警察へ通報すること。

暴力団追放の基本

- 暴力団を恐れない ○暴力団に資金を提供しない ○暴力団を利用しない

◆ 関係機関窓口 ◆

●適正な取引及び適正な施工に関する問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室	03-5253-8111
国土交通省東北地方整備局 建政部計画・建設産業課	022-225-2171
岩手県 県土整備部建設技術振興課	019-629-5954
宮城県 土木部事業管理課	022-211-3116
福島県 土木部技術管理課建設産業室	024-521-7452

●労働安全衛生の確保に関する問い合わせ先（次のうち、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。）

岩手県		宮城県		福島県	
盛岡	019-604-2530	仙台	022-299-9073	福島	024-536-4610
宮古	0193-62-6455	石巻	0225-22-3365	郡山	024-922-1355
金石	0193-23-0651	(気仙沼 臨時窓口)	0226-25-6921	いわき	0246-23-2255
花巻	0198-23-5231			会津	0242-26-6494
一関	0191-23-4125	古川	0229-22-2112	喜多方	0241-22-4211
大船渡	0192-26-5231	大河原	0224-53-2154	白河	0248-24-1391
二戸	0195-23-4131	瀬峰	0228-38-3131	須賀川	0248-75-3519
				相馬	0244-36-4175
				富岡	0246-35-0050

●暴力団排除に関する問い合わせ先

岩手県 警察本部	019-653-0110
宮城県 警察本部	022-221-7171
福島県 警察本部	024-522-2151

●適正な労働者派遣等に関する問い合わせ先

岩手労働局需給調整事業室	019-604-3004
宮城労働局需給調整事業室	022-292-6071
福島労働局需給調整事業室	024-529-5746